

令和4年 11 月 28 日

予定価格事後公表対象工事の変更に係る留意事項について

令和5年4月1日以降に公告する総合評価方式の建設工事の電子入札は、予定価格を落札決定の後に公表します。

令和4年度は、予定価格1億5,000万円(税込)以上の建設工事の電子入札が対象となっていますが、令和5年度は総合評価方式の対象工事である、土木一式工事及び建築一式工事は予定価格8,000万円(税込)以上、それ以外の工事は予定価格6,000万円(税込)以上が対象となります。

※対象工事は、入札公告時に予定価格が事前公表されませんので、御注意願います。

【再度の入札の実施について】

予定価格を事後公表する入札で、1回目の入札で落札者が決定しない場合は、原則、当日(1回目の入札の開札日)に、2回目の入札(=「再度の入札」)を実施します。

その場合は電子入札システムで通知しますので、期限までに電子入札を行ってください。開札は再度の入札の翌日に行います。

◆ 再度の入札の注意点

再度の入札は、1回目の入札の内容によって、参加できない場合があります。

▼ 参加できない場合

- ・1回目の入札金額が失格基準価格未満の価格だった。… 再度の入札に参加できません。
- ・1回目の入札に参加しなかった。… 再度の入札に参加できません。

上記以外にも、以下に列挙する無効の入札をした場合は再度の入札に参加できませんので、具体的に岡崎市一般競争入札参加心得及び岡崎市指名競争入札参加心得に基づき解説いたします。

○入札参加資格を有しない者のした入札(心得第6第1項第1号)

→総合評価方式の電子入札では、入札参加資格を事前に審査するので、入札参加資格のない者が入札することはありません。したがって、本件によって再度の入札に参加できなくなることは原則ありませんが、入札参加資格の確認を受けたのち、入札参加資格の要件を満たさなくなった時は、再度の入札に参加できなくなります。

○持参入札において、入札に係る一切の権限の委任を受けていることが確認できない代理人のした入札(心得第6第1項第2号)

→総合評価方式の入札を持参入札で行うことはありません。したがって、本件によって再度の入札に参加できなくなることはありません。

○一般競争参加資格申請書を提出しない入札(心得第6第1項第3号)

→総合評価方式の電子入札では、一般競争参加資格申請書を入札よりも前に提出していただきますので、一般競争参加資格申請書を提出しない入札はありません。したがって、本件によって再度の入札に参加できなくなることはありません。

○次の事項に記載のない入札(心得第6第1項第4号)

・入札金額

・建設工事にあつては、工事名及び工事場所。

・持参入札において、入札参加者の商号又は名称及び代表者氏名

→やむを得ず紙入札をした場合に本件に該当すると再度の入札に参加できません。

○入札金額を訂正した入札又は入札金額について錯誤と認められる入札(心得第6第1項第5号)

→やむを得ず紙入札をしたときに入札金額に訂正がみられる場合や、予定価格の10%未満の額の入札をした場合等は、本件に該当するとみなされ、再度の入札に参加できません。

○明らかに連合によると認められる入札(心得第6第1項第7号)

→明らかに談合が認められる入札であれば、本件に該当します。その場合、再度の入札に参加できません。

○同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札(心得第6第1項第8号)

→本件は持参入札を行った場合に起こり得ますが、総合評価方式の入札を持参入札で行うことはありません。したがって、本件によって再度の入札に参加できなくなることはありません。

○郵便、電報、電話、ファクシミリ又は電子メールによる入札(心得第6第1項第9号)

→上記の手段で入札金額を伝えた場合は、本件に該当したとみなされ、再度の入札に参加できません。

○事前に入手している情報どおりの入札結果となった入札(心得第6第1項第10号)

→例えば、特定の工事の案件でA社が入札金額を1億円にすると情報が出回り、入札した結果、そのとおりになったとします。その場合は、本件に該当したとみなされ、再度の入札に参加できません。理由は談合が疑われるからです。

○民間企業と兼業している職員の関連法人等については、岡崎市職員の兼業先企業等に
係る入札等制限要領第7条第1項に定められた必要書類を提出しない入札(心得第6第
1項第14号)

→岡崎市職員を兼業する方が在籍する企業は、入札参加に先立って必要書類を岡崎市に
提出する必要があります。必要書類を提出していないことが判明した場合は、本件に該
当し、再度の入札に参加できません。

○その他入札に関する条件に違反した入札(心得第6第1項第15号)

→例えば、やむを得ず紙入札をしたときに、同一案件について入札書を2つ提出した場合
などが本件に該当します。その場合再度の入札に参加できません。

▽ 参加できる場合

・1回目の入札金額が、予定価格を超過した。	… 再度の入札に参加できます。
・1回目の入札で工事費内訳書に不備があった。 不備:添付忘れ、合計額不一致など	… 再度の入札に参加できます。

・参加できる場合について、具体的に岡崎市一般競争入札参加心得及び岡崎市指名競争
入札参加心得に基づき、以下で解説いたします。

○誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札(心得第6第1項第6号)

→やむを得ず紙入札をしたときに、上記に該当した場合でも再度の入札に参加できます。

○建設工事において工事費内訳書を提出しない入札及び工事費内訳書に記載のない入
札(ただし、持参入札における2回目及び3回目の入札を除く)(心得第6第1項第11号)

→工事費内訳書の添付忘れや白紙の工事費内訳書を提出した場合でも再度の入札に参
加できます。

○入札金額と工事費内訳書の金額が一致していない入札及び工事費内訳書の内訳金額
と合計金額が一致していない入札(心得第6第1項第12号)

→工事費内訳書の金額に誤りがあった場合でも再度の入札に参加できます。

○税抜予定価格を超過した金額を記載した入札(心得第6第1項第13号)

→予定価格を超過した入札を行った場合でも再度の入札に参加できます。

◆ 「再度の入札」の通知の注意点

電子入札システムは、「再度の入札」を通知する際、1回目の入札時の最低金額を自動的に表示します。

全員の入札金額が予定価格超過の場合は、予定価格超過した入札者のなかで最低の入札金額が表示されます。

しかし、必ずしも、「再度の入札を実施」＝「全員の入札金額が予定価格超過」のケースだけでなく、以下の例のような場合があることを念頭においてください。

例：3者入札に参加した（予定価格5億円、調査基準価格3億円の案件）。A社、B社の入札金額は6億円で、予定価格超過である。C社の入札金額は4億円で、予定価格以下、低入札調査基準価格以上の範囲であった。本来であればC社が落札となるが、内訳書の記載不備でC社の入札が無効、落札者不在により再度の入札となった。

↓

上記の例の場合、以下のように、予定価格超過でないC社の入札金額4億円が電子入札システムに表示されます。その場合は、通知書の理由欄に、税抜予定価格を上回った入札のうち最低の金額を記載いたします（例の場合は6億円）。

企業D：2320200912020100
商号又は名称：岡崎運用テスト0001株式会社
代表者氏名：有効 三郎 様

令和03年03月03日
岡崎市 市長
中根 康浩

再入札通知書

下記の案件について再入札が実施される旨通知します。

記

調達案件番号：23202200020602020001300
調達案件名称：R03.03.01テスト工事 1(岡崎市十王町地内)
執行回数：2回目
再入札受付開始予定日時：令和03年03月03日 10時50分
再入札締切予定日時：令和03年03月03日 12時15分
内訳書開封予定日時：令和03年03月03日 12時16分
開札予定日時：令和03年03月03日 12時16分
入札最低金額：400,000,000円(税抜き)
理由：予定価格以下かつ失格基準価格以上の範囲で、有効な入札がないため。※工事費内訳書の不備がある場合は無効となります。
税抜予定価格を上回った入札のうち最低の金額：600,000,000円

【不落随契の実施について】

予定価格を事後公表する入札で、2回目の入札(=「再度の入札」)でも落札者が決定しない場合は、原則、再度の入札後(再度の入札開札当日)に不落随契に移行します。その場合は電子入札システムで通知しますので、期限までにシステム上で見積書を御提出ください。落札決定は不落随契の当日中に行います。

※不落随契は、最低入札価格と予定価格の乖離が概ね5%以内の場合に行います。

◆ 不落随契における落札候補者の決定方法

見積書に記載の価格と総合評価方式における評価点をもとに評価値を算出し、評価値が最も高い方を落札候補者とします(評価値の算出方法は総合評価方式のルールと同様です)。

◆ 不落随契の注意点

不落随契は、再度の入札の内容によって、参加できない場合があります(再度の入札の場合と同様のルールです)。

▼ 参加できない場合

- ・再度の入札金額が失格基準価格未満の価格だった。… 不落随契に参加できません。
- ・再度の入札に参加しなかった。… 不落随契に参加できません。

再度の入札において、無効の入札をしたときに不落随契に参加できない場合があります。そのルールは再度の入札における場合と同様です。上記の再度の入札に参加できない場合を御参照ください。

▽ 参加できる場合

- ・再度の入札金額が、予定価格を超過した。… 不落随契に参加できます。
- ・再度の入札で工事費内訳書に不備があった。… 不落随契に参加できます。
不備:添付忘れ、合計額不一致など

再度の入札において、無効の入札をしたときでも不落随契に参加できる場合があります。そのルールは再度の入札における場合と同様です。上記の再度の入札に参加できる場合を御参照ください。

～再度の入札又は不落随契の場合であっても、落札候補者の入札価格が低入札調査基準価格を下回っている場合は、岡崎市建設工事低入札価格調査を行います。～